

# 富山海区漁業調整委員会議事録

## 1 開催の日時及び場所

日時 令和8年1月20日(火)午後1時30分から午後2時50分  
場所 富山県防災危機管理センター5階研修室5-A

## 2 出席委員

網谷繁彦、大浦清和、大西眞彦、大野久芳、坂田博美、佐藤建明、  
塩谷俊之、園 尚人、田中智宏、古埜雅浩、松井誠二、三國嘉彦、  
村上 憲、鷺北英司  
(欠席委員：中村好成)

## 3 議長

議長：網谷繁彦

## 4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項の  
規定に基づき、当委員会は成立

## 5 議事録署名委員の指名

坂田博美、鷺北英司

## 6 県職員

水産漁港課：荒木参事、飯田副主幹、加藤主任(海区主任兼務)  
阿部技師

## 7 事務局職員

前田事務局長(水産漁港課課長兼務)

## 8 付議事項(議題)

### (1) 富山県資源管理方針の変更について(諮問)

県水産漁港課の阿部技師から、資料1により、「富山県資源管理方針の  
変更について」説明された。

県では、漁業法第14条に基づき、国が定める「資源管理基本方針」に  
即した「富山県資源管理方針」を定めており、今般、県内において小型す  
るめいか釣り漁船を活用した試験操業の実施を開始したこと及び令和8  
年4月1日に「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関す  
る法律の一部を改正する法律」が施行されること等から、内容を変更す  
る必要がある。漁業法第14条第10項に基づき、「富山県資源管理方針の変  
更」について、海区漁業調整委員会への諮問を行うもの。なお、変更(案)  
については水産庁による事前確認済みである。

変更の内容としては、別紙1－3のするめいかでは、①小型するめいか釣り漁船を活用した試験操業による採捕を、知事管理区分に含めることを明示するための記載を追加すること、②知事から漁業法第31条に基づく公表をした日以降の漁獲量等の報告期限に行政機関の休日を参入しない旨の記載を追加すること、③漁獲可能量の管理年度途中における配分の基準について、現在は、他管理区分との間の融通等により本県の漁獲可能量が増加する場合に、ただちに知事管理区分の配分を変更できるようになっているものを、減少する場合にも変更が可能なように修正すること、④漁業法第31条に基づく知事管理区分の漁獲量の公表に関する記載を追加することの4点である。

別紙1－4のくろまぐろ（小型魚）では、知事から漁業法第31条に基づく公表をした日以降の漁獲量等の報告期限に行政機関の休日を参入しない旨の記載を追加する。

別紙1－5のくろまぐろ（大型魚）では、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正により、くろまぐろ（大型魚）の漁獲量等報告期限が陸揚げした日から三日以内に変更となることに伴う修正を行う。

別紙1－7のずわいがに日本海系群A海域では、くろまぐろ（小型魚）と同様の事項を追加した他、漁業法第31条に基づく知事管理区分の漁獲量の公表に関する記載を追加する。

以上の説明に対し、大野委員から資料はクリップ留めで綴じて欲しいとの意見があったが、それ以外に意見や質問等は無く、県からの諮問について、委員会として「異議なし」として資料1－1の案のとおり答申することが承認された。

## (2) くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について（報告）

県水産漁港課の加藤主任から、資料2により、「くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更について」説明された。

くろまぐろの令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量について、水産庁による融通の仲介の結果、本県へ小型魚3.2トンの譲受が成立し、くろまぐろ（小型魚）の漁獲可能量が141.4トンから144.6トンに増加した。融通により本県のくろまぐろの漁獲可能量が増加した場合は、各知事管理区分の当初配分の数量割合に応じて按分し、ただちに全ての知事管理区分の漁獲可能量を変更することが、令和7年6月開催の当委員会です承されている。この方法により、令和7年12月25日付けで各知事管理区分の漁獲可能量を変更したので、富山海区漁業調整委員会に報告するもの。

令和8年1月15日現在の漁獲枠に対する消化率は、概数値で小型魚では約57%、大型魚では約68%となっている。

委員から意見や質問等はなかった。

## (3) スルメイカのTAC管理について（報告）

県水産漁港課の阿部技師から、資料3により「スルメイカTAC管理に

ついて」説明された。

今年度の状況としては、新たに県内の小型するめいか釣り漁船を活用した試験操業を開始した。経緯としては、令和7管理年度のスルメイカTAC管理において、大臣管理区分である小型するめいか釣り漁業は、令和7年10月に漁獲量が配分数量を超過していることが判明したことから、国は小型するめいか釣り漁業者に対して、令和8年3月末までスルメイカ採捕を停止する命令を発出した。国からは、各県で小型するめいか釣り漁業者を操業させたい場合は、北海道で最初に実施された試験操業の枠組みを活用する方針が提示された。富山県においても、小型するめいか釣り漁業者から操業を行いたいという要望があったことから、漁業関係団体から承諾を得て、特別採捕許可に基づく試験操業を開始させた。なお、昨日時点において採捕実績はまだない。

来年度に向けては、令和8年1月14日に水産庁が第7回ステークホルダー会合（スルメイカ全系群）を開催し、令和8管理年度以降のスルメイカTAC管理について説明があった。令和8管理年度TAC管理については、水産庁から暫定的な漁獲シナリオとして3案が提示され、令和8管理年度当初TACは、3.12万トン（案①現行シナリオの継続）、3.90万トン（案②加入の仮定の見直し）、6.84万トン（案③米国管理方式の適用）が示された。なお、案③では、今管理年度で行われた期中変更は行われぬ。また、国の留保枠については必要最低限とし、資源管理基本方針において定められたルールに即して、国の留保から追加配分することは来年度実施しない予定であることが説明された。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり質問等があった。

網谷会長：今回の管理年度における富山県の漁獲枠は、当初配分の700トンに加え、留保枠等も合わせると約2,000トンが確保されていると聞いていたが、次の管理期間には、留保枠がほとんど設定されないとなれば、富山県に対して当初配分として約2,000トンが配分されることが想定されるのか？

阿部技師：現在、多くの漁業者が案③を支持しているようであるが、この場合は国全体のTACが6.84万トンと、今年度の2.76万トンを大きく上回ることから、本県の漁獲枠も2,000トン以上の当初配分がなされるのではないかと想定している。

#### (4) 富山海区漁業調整委員会指示第1号（定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止）について（報告）

水産漁港課の加藤主任から、資料4により「富山海区漁業調整委員会指示第1号（定置漁業に用いる漁具に接触する遊漁の禁止）について」説明された。

定置網の周辺における船からの遊漁について、漁具の破損や漁具に残された釣り針により漁業者が怪我をする等、定置漁業の操業に支障を及ぼす事案が発生していることから、富山海区漁業調整委員会では、本県地先海面において定置漁業に用いる漁具に接触しての遊漁の禁止について、富山

海区漁業調整委員会指示第1号を令和6年度に発出した。指示の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっている。

令和7年度 of 取組内容としては、委員会指示の周知、啓発チラシの作成・配付、県漁業取締船の巡回等を実施し、令和7年4月～12月に県漁業取締船により確認された繋がり釣り等の件数は、定置漁具への繋がり釣りが14隻、定置漁具に近接した釣りが36隻あり、漁業取締船からその場で注意を行い、チラシを配付した。

令和8年度の対応案としては、現行の内容の委員会指示を継続し、指示の有効性を高めるために有効期間を令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とすることを検討している。次回の海区漁業調整委員会において指示の発出を協議させていただきたい。

以上の説明に対し、委員から以下のとおり意見や質問等があった。

鷺北会長代理：新湊の定置網漁業者を代表して、意見させていただく。本日も、実際に漁具に引っ掛かっていたルアー等の現物を持参してきたが、定置漁具への繋がり釣りの事案は減っておらず、以前よりもむしろ増えていると話す漁業者もいる。繋がり釣りが現認された14隻については、委員会指示の内容を知らなかったのか、お聞きしたい。委員会指示では、1度取締りを受けても直ちに罰則は適用されないので抑止効果が低いと感じており、この14隻については、次に取締りを受けた際には、何かしらの措置があるのか、お聞きしたい。

加藤主任：今年度に確認された船については、繰り返して違反したものではない。今年度は、まずパンフレットを配布するなどして、周知を図っているところ。委員会指示に従わない者がいる場合は、委員会から知事に裏付け命令を発出するように依頼し、知事が裏付け命令を発出してから、違反に対して罰則が適用される。現在、繰り返しての違反は確認されていない。令和8年度からは指示の有効期間を延長して2年間とすることにより、複数回の違反が重なった場合、裏付け命令の発出等につながっていくのではないかと考えている。

鷺北会長代理：現状では、2年目に2回目の委員会指示違反があっても、有効期間が1年ということであれば、2回目であっても再び1回目の注意を受けるだけとなる。このような対応は、違反する遊漁者を守っているように感じられる。

網谷会長：海区委員会の指示は、強制力がないもの。委員会は取締り機関ではない。

鷺北会長代理：今年度、委員会指示を出していただき、まずはありがたく思うが、依然として繋がり釣りやルアー等の釣り針が網に引っ掛かる事案が減らないことから、漁業者としては何とかして欲しい。釣り針を回収するために網を切られたりして、それがブリ網の金庫網であれば被害は甚大である。委員会なのか、別の場所なのか分からないが、何とかしていただきたい。

網谷会長：別の場所と仰られたが、それが現在のところない。漁業者を取り締まる法律はあるが、遊漁者を取り締まることはできない状況。私も納得できないが、この委員会指示は第一歩、前進だと思う。

飯田副主幹：今年度12月までに繋がり釣りをしていた14隻については、外国籍の方がミニボートを使って行っていた、というものが大半。このため、チラシについては、日本語だけでなく、ベトナム語や中国語、英語でも作成して周知に活用している。繋がり釣りが禁止行為であることを知らない方々が多くいるので、まずは1年間周知してきている。委員会指示の期間を2年として、実効性を高めて行きたい。

網谷会長：今回、持ち込まれたルアーの実物は、ジグなど、離れた場所から投げる釣り具であり、繋がり釣りをするというより、定置網に向かって投げているのではないかと思う。定置網付近から、定置網に向かって投げる行為も禁止できないかと思う。

大野委員：被害は大変大きいと思う。定置網へ近接しての釣りを禁止するために、定置網から何m以内は遊漁を禁止するとか、基準を明示する方が良いのではないかと思う。

飯田副主幹：現在の禁止行為は、「漁具に接触して」の遊漁としており、取締りの際に、確実に分かる内容としている。沖では距離を測ることが難しい状況が想定されるためである。

大野委員：定置網付近では、距離は分かるのではないか。「近接」がどれだけの距離か明確にしておく必要があると思うので、工夫して欲しい。

網谷会長：船を定置漁具に接触させないのと同様に、釣具を漁具に接触させる行為を禁止する必要があるのではないか。

村上委員：ボートのスクリューで網を切られることが何度もあったので、漁具へ接触して欲しくない。

網谷会長：海区漁業調整委員会しか遊漁者に制限を課せないのであれば、実効性を高められるよう、委員会指示を少しでも厳しいものとして欲しい。

園委員：チラシに定置網の概略図が掲載されているが、これ以上に、定置網周辺にはロープ等があり、切られないためにも、船に接近してもらいたくはないので、その点を強調していただきたい。

網谷会長：今年度は対応が難しいかもしれないが、今後も見据えると、海区漁業調整委員会が遊漁者等に対して権限を持てるようになる必要があると思う。

田中委員：冬の間は刺網を操業しているが、定置網だけでなく刺網においても、操業中に漁具に多くの釣り針が引っ掛かっている実態がある。刺網はどこに入っているか分からないという指摘があるかもしれないが、ボンテンの近くは避けてもらおうといったことを盛り込んでいただければありがたい。

村上委員：目の前で禁止行為を発見した場合に、漁業者は自分たちでどの程度のことを行為者に言えるものか教えていただきたい。

飯田副主幹：定置漁具に接触して遊漁を行っている場合には、委員会指示により禁止されている行為であり、止めるよう言っていただいても良い。一方で、網の近くを船で航行していることや、近くで釣りをしていることを止めるように言うことは難しい。

大野委員：委員会指示の周知といった広報活動はどのようになされているのか？ 釣具店等を通じて、禁止行為を止めてもらうよう、強く指導等していないか？

飯田副主幹：釣具店やマリーナにチラシを配布して、遊漁者に周知してもらっているが、必ずしも強い働きかけとはなっていない。

網谷会長：法律を改正しなければ対応できないような、ご意見が出てきているが、海区漁業調整委員会の権限を強化しなければ難しいものであり、その方向にもっていただければと思う。私も以前から海区漁業調整委員会での対応を要望してきて、ようやく委員会指示の発出に至った経緯があり、ようやく前進したとの印象を持っている。

田中委員：漁業法第 191 条について、これは漁業者でない、遊漁者等にも適用されるものか？ 現場で違反行為等があった場合、どのように対処すれば良いか教えて欲しい。

加藤主任：知事が裏付け命令を出した者に対して適用されるので、遊漁者にも適用されるものである。複数回の違反の確認により、段階を経て対応して行くので、1 回の違反だけでは罰則適用にはならない。

網谷会長：船名や名前等を漁業者が記録しておき、それを県に伝えることはできると思う。

鷺北会長代理：そのことにより、1 回目の違反行為の現認ということにならないのかと思うがどうか？ どのようにすれば、1 回目の違反行為の現認となるのか？ 地区の漁業者からは、被害は減少していないとの訴えがあり、どうにかして被害が減るように実効性を高めて欲しい。

鷺北会長代理：今回、違反行為が確認された 14 隻は、全員が外国籍の方か？

加藤主任：12 隻が外国籍の方と報告を受けている。

網谷会長：漁業者が違反行為を確認した場合も、1 回目の現認となるようにしていただければと思う。

坂田委員：啓蒙について、チラシではなく、SNS を活用することはできないか？ また、文字ではなく、イラストにする方が、特に外国籍の方には伝わりやすいと思う。

荒木参事：場合によっては県の SNS を活用できる可能性はあるので、確認したい。

大野委員：本日出された意見を踏まえ、次回の委員会において、委員会指示の内容について協議するという理解でよろしいか？

飯田副主幹：まずは、いただいたご意見や要望について検討することとし、漁業者が現場で違反行為を確認したことを 1 回目の現認として良

いか、また、繋がる行為だけでなく、定置網の周囲で釣りを  
する行為についても禁止できないかについて、改めて、検討したい。

園委員：船で定置網へ乗上げるなど、被害を与える行為を減らすため  
にも、定置網の近くを航行することを制限していただきたい。

鷺北会長代理：定置網には、その周囲に保護区域が設定されているが、  
その範囲が網から一定の距離となっていないので分かり難い。現在  
の委員会指示では、網に接近しても、繋がらなければ大丈夫との  
都合の良い解釈をされるのではないか。今まで何もなかったゼロ  
の状態から、現在の委員会指示によりプラスにはなったとは思  
うが、もっとプラスにしていいただきたい。まだ、効果は発揮でき  
ていない。

網谷会長：漁業者による現認は無理としても、漁協が確認した場合には、  
1 回目の現認として取り扱えないかと思う。

飯田副主幹：禁止行為の現認については、どのようにしてできるのか、或  
いは、できないかについて、国に確認していきたい。

#### (5) その他

三國委員から、今管理年度のスルメイカの漁獲状況について質問があり、  
阿部技師から 12 月末現在で、163 トンの漁獲実績であるとの回答があった。

県水産漁港課の加藤主任から、養殖業の取組みに必要な区画漁業権  
の設定について、漁協から新たな要望や相談があることから、要望調査を  
実施することとし、要望があれば、海区漁業調整委員会のご意見もお聞き  
しながら、漁場計画の作成や漁業権免許の手続きを進めたい、との説明が  
あった。

前田事務局長から、昨年 11 月に作成された「富山の水産」の資料提供  
が県からあったので、参考のため配布すると説明があった。鷺北会長代理  
から、漁業就業人口が 937 人となっているのは少ないのではないかとの質  
問があり、飯田副主幹から、国の農政局が各漁協を通じて漁業センサスに  
より調査した人数であるとの回答があった。

#### (6) 次回委員会

次回の委員会は、令和 8 年 3 月 6 日（金）13:30 より開催することに決  
定された。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和8年1月20日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_